

再議に係る論点について

【総論】

- 再議制度は、長が議会の判断（議決）に異議を有する場合の長の拒否権として設けられたものであり、議会との正常な均衡関係を図ることを目的としているが、あまり利用されていない運用実態等に照らして、個別テーマに関する長と議会の議論を活性化し、長と議会の対立を解消する観点から、再議のあり方を見直すことについてどう考えるか。

【再議の対象】

- 現行の一般再議の対象は、条例の制定・改廃、予算に関する議決に限定されているが、条例・予算に限らず、広く議会の議決一般（例えば、総合計画など）に拡大することについてどう考えるか。
- また、一般再議に付しうる議決は、当該議決が効力を生ずることについて又はその執行に関して異議等のある議決をいうとされ、否決されたものについては再議の対象にならないとされているが、否決された場合についても対象とすることについてどう考えるか。

【再議後の議決要件】

- 長の裁量で行われる一般再議の再議決要件が3分の2以上の同意である一方、違法再議、収支不能再議の再議決要件が過半数であることをどう考えるか。

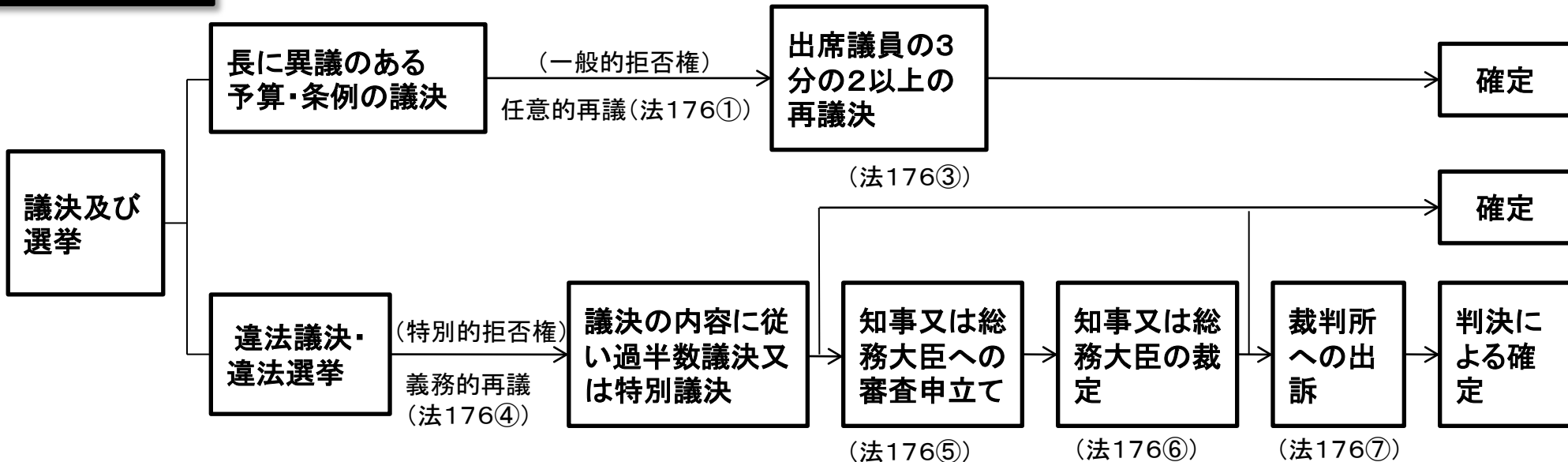
再議に係る論点について

【再議後の手続き・効果】

- 違法再議と、収支不能再議、義務費再議又は災害応急等再議とは重複する場合があるにもかかわらず、その後の手続き及び効果が異なることとなっているなど、この際、再議の制度を再整理すべきではないか。
 - ① 収支不能再議については、違法なものは違法再議の対象になること、事実上のものは、予算に関するものとして、一般再議の対象にすればよいことから、一般再議制度に統一化してはどうか。
 - ② 災害応急等再議については、過半数で再議決をすると不信任議決とみなされることは、本来の不信任議決が4分の3以上の同意が必要であることとバランスを欠いていること、地方自治法制定当初においては、数件の適用例があるが、それ以降50年余りは実績がないことから、義務費再議と同様、原案執行権に統一してはどうか。

再議について（議会の議決又は選挙に対する長の処置）

現行制度



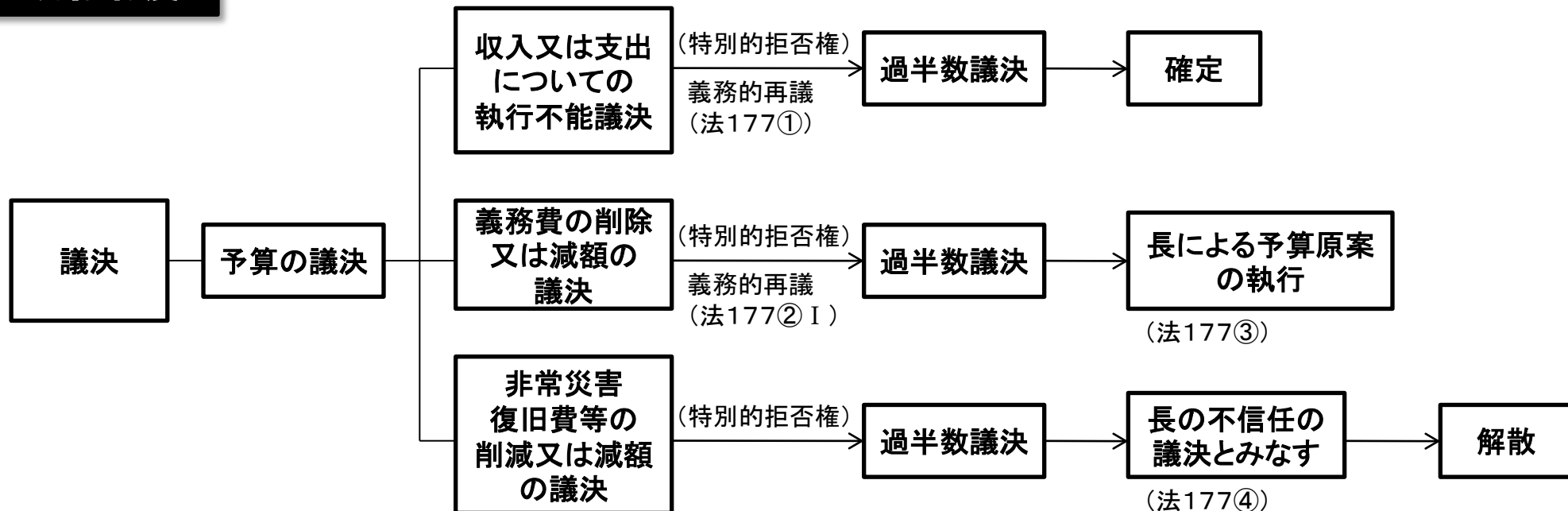
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第一百七十六条 普通地方公共団体の議会における条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定があるものを除く外、その送付を受けた日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

- ② 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。
- ③ 前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。
- ⑤ 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。
- ⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。
- ⑦ 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。
- ⑧ 前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

再議について（収入又は支出に関する議決に対する長の処置）

現行制度



地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第七十七条 普通地方公共団体の議会の議決が、収入又は支出に関し執行することができないものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

- ② 議会において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入についても、また、前項と同様とする。
 - 一 法令により負担する経費、法律の規定に基き当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費
 - 二 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費
- ③ 前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。
- ④ 第二項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

制度の沿革（再議：地方自治法第176条関係）

地方自治法（昭和22年）

- 府県制、市制・町村制において認められていた、国の一般的指揮監督権に基づく監督官庁の裁決または取消処分
の権限は廃止され、ともに住民によって直接選挙される長と議会との相互均衡を建前とした自立性に委ねられ
ることとされた。また、長の再議要件のうち「公益ヲ害シ」という抽象的な理由による再議は廃止されることと
された。
 - ※ 政府原案は、以下の理由から、旧制度の規定をそのまま存置することとしていた。
 - ①原案執行を行おうとするのは、極めて事態が重大・緊急な場合であり、監督官庁も軽々に原案執行を命ずるとは考えられない。
また、この原案執行は長の申請に基づくものであり、強制的な監督ではなく、むしろ第三者的立場から行う調停的意義を有する。
 - ②長が原案執行しようとする場合は、議会からの不信任決議を覚悟する必要がある、よほどの事情がある場合に限られる。③権限
が拡充された議会との関係で、長に非常の措置を講じうる権限を与え、両者の間に勢力の均衡を保持させることが必要。④「明か
に公益を害する」とは事実認定の問題であるが、従来からさしたる弊害もないこと、また、住民の監視が厳しいときに、この条文
があることをもって濫用されることはない。
- 昭和23年の改正により、長の再議権である権限踰越、法令または会議規則違反のほか、アメリカの大統領の
拒否権制度を参酌し、議会との正常な均衡関係をはかる必要があるとし、新たに条例の制定・改廃または歳入歳
出予算に関する議決について異議があるときも、長は再議に付することができることとされた。
 - ※ 長に一般的再議権を認める理由として、政府は、①長と議会は両者とも住民の直接選挙で選出されるものであって、長は地方議
会に対してというより直接に住民に対して責任を負い、その意思を行政に実現する任務を有すること、②長と議会との意思の疎隔
が生じた場合、議会は長の不信任議決で対抗し、長は議会の解散で対抗するが、議会はさらに条例、歳入歳出予算等の議決におい
て長の執行を制限しうるのに対して、長は違法議決、収支執行不可能な議決及び義務費等の削減等の限られた場合に消極的に対抗
しうるにとどまること、③以上より長の議会との対等均衡関係が破壊されるおそれがあるので、アメリカの大統領の拒否権制度を
参酌し、長に重要事項についての「拒否権」を与えて、議会との正常な均衡関係をはかる必要がある、と説明している。
- 従前は長が法令違反・越権の議決または選挙を再議に付してもなお、同一内容の議決または選挙をしたとき
には、直ちに訴訟できることとされていたが、昭和31年の改正により、この訴訟前に、知事によっては内閣総理
大臣、市町村長によっては都道府県知事に審査請求を行った上で、なお、裁定に不服があるときにはじめて裁判
所に出訴できることとされた。
 - ※ 政府は、改正理由を「訴訟の前に行政機関による審査の段階を設け、この段階で問題が解決されるものはできるだけ解決して行
くことにより、紛争等の早期、安直且つ妥当なる解決を図ったもの。」と説明している。

制度の沿革（再議：地方自治法第177条関係）

地方自治法（昭和22年）

- 昭和22年制定の地方自治法は、収支に関する議決の再議について、現行と同様の規定をおき、以後改正されていない。

※ 第92回帝国議会に出された政府原案は、旧制度を踏襲し、次のとおりとされていたが、衆議院において全文修正された。

第177条 普通地方公共団体の議会の議決が明らかに公益を害すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

- ② 前項の規定により議会の議決がなお明らかに公益を害すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、都道府県にあっては内務大臣、市町村にあっては、都道府県知事の指揮を請わなければならない。
- ③ 議会の議決が収入又は支出に関し執行することができないものであると認めるときは、前2項の例による。左に掲げる経費を削除し又は減額した場合において、その経費及びこれに伴う収入についても、また、同様とする。
 - 一 法令により負担する経費、法律の規定に基き当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費
 - 二 非常の災害に因る応急又は復旧の施設のために必要な経費、伝染病予防のために必要な経費その他の緊急で避けることのできない経費
- ④ 第2項の規定による都道府県知事の指揮に不服がある市町村議会又は長は、内務大臣に訴願することができる。

※ また、政府原案においては、必要経費を計上しない場合の強制予算についても、次の規定（第248条）を盛り込んでいたが、衆議院の審議段階でこの規定は削除された。

なお、政府は、都道府県にも強制予算の制度を認める理由について、「現時市町村について、万一の場合の措置として規定されているのであるが、今後は、政党的関係からして、或いは、理事者が、義務予算を提案しないことが考えられる。」からであると説明していた。

第248条 普通地方公共団体において、法律若しくは政令により負担し、又は法律の規定に基き当該行政庁の職権により命ずる経費を予算に計上しないときは、所轄行政庁は、理由を示してその経費を予算に加えることができる。

地方六団体の再議に対する意見

全国知事会	全国都道府県議会議長会
特段の言及なし	<p>○議会と首長の関係について具体的な検討項目を例示すると次のとおりである。</p> <p>⑤首長の再議制度を存続させるか。首長優位の制度であるので、見直しが必要ではないか。</p>
全国市長会	全国市議会議長会
特段の言及なし	特段の言及なし
全国町村会	全国町村議会議長会
特段の言及なし	<p>議会の議決の重要性に鑑み、一般的再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、長と議会両者の対立点を明確にするため、再議権の行使にあたっては、公聴会を開催するなど客観的基準を採用する制度に改めるべきである。</p>

※ 全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国町村会及び全国町村議会議長会の意見は、平成22年5月19日地方行財政検討会議第一分科会・第二分科会合同会議（第1回）提出資料より抜粋

※ 全国市議会議長会の意見は、第29次地方制度調査会第13回専門小委員会（平成20年7月29日）資料3より抜粋

再議の状況（１）

1 長の一般的拒否権に基づく再議事項（法176Ⅰ）

（平成19年4月1日～平成21年3月31日）

団体	再議に付した件数	再議の結果			
		当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
都道府県	1	1	0	0	0
市区町村	15	5	1	5	4
合計	16	6	1	5	4

2 違法議決に対する長の再議事項（法176Ⅳ）

（平成19年4月1日～平成21年3月31日）

団体	再議に付した件数	再議の結果			
		当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
都道府県	0	0	0	0	0
市区町村	5	0	5	0	0
合計	5	0	5	0	0

再議の状況（２）

３ 長の執行不能と認める再議事項（法１７７）

① 第１項の再議事項

（平成１９年４月１日～平成２１年３月３１日）

団体	再議に付した件数	再議の結果			
		当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
都道府県	0	0	0	0	0
市区町村	2	1	1	0	0
合計	2	1	1	0	0

② 第２項の再議事項

（平成１９年４月１日～平成２１年３月３１日）

団体	再議に付した件数	再議の結果			
		当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
都道府県	0	0	0	0	0
市区町村	12	1	7	1	3
合計	12	1	7	1	3

※注 第２項の再議は、全て第１号（義務費の削除又は減額の議決）に該当